

平成26年1月22日

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 御中

〒464-0074

名古屋市千種区仲田二丁目15番8号NTビル11階

株式会社シッククリエーション

代表取締役 宇佐美 正晴

TEL 052-745-5370 FAX 052-745-5373

回 答 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴法人からの平成25年12月17日付け再申入書に対し、以下のとおりご回答いたします。

1 約定書第5項③、第8項について

再申入れに従い、いずれも削除したいと思います。

なお、賠償責任保険については、貴法人からのご指摘を踏まえ、再検討したいと考えております。

2 約定書第6項③について

特定商取引法49条2項によると、例えば学習塾における中途解約の場合、提供された役務の対価に相当する額+2万円または1月分の役務の対価のいずれか低い額が損害賠償額の上限とされています。そして、通達によると、提供された役務の対価については、「月をもって役務の対価が計算されている場合には、社会慣行等に照らし1カ月・・・を単位として清算することとし・・・」とされています。

本件は、特定商取引法49条2項が直接問題となっているわけではありませんが、この規定は、貴法人が指摘されている消費者契約法9条1項を定型的に具体化したものと考えられます。

そうであれば、本件のようなベースボールクラブにおける中途解約の場合でも、退会の申出のあった月の運営費に加え、翌月分の運営費を受領することに問題はないよ

うにと思いますが、いかがでしょうか。

3 約定書第7項③について

「当ベースボールクラブの責めに帰すべき事由がある場合を除き、一旦納められた登録費及び保険料は、会員が退会等により会員としての地位を失った場合でも返金しない。ただし、保険料については、保険会社への払込みが未了の場合は、全額返金するものとする。」という形に改訂したいと考えております。これで問題ないということであれば、契約書を改訂し、改訂後の契約書を開示させていただきます。

敬具